

茅ヶ崎市 一般廃棄物処理基本計画（素案）

概要版



令和 7 年 3 月 茅ヶ崎市

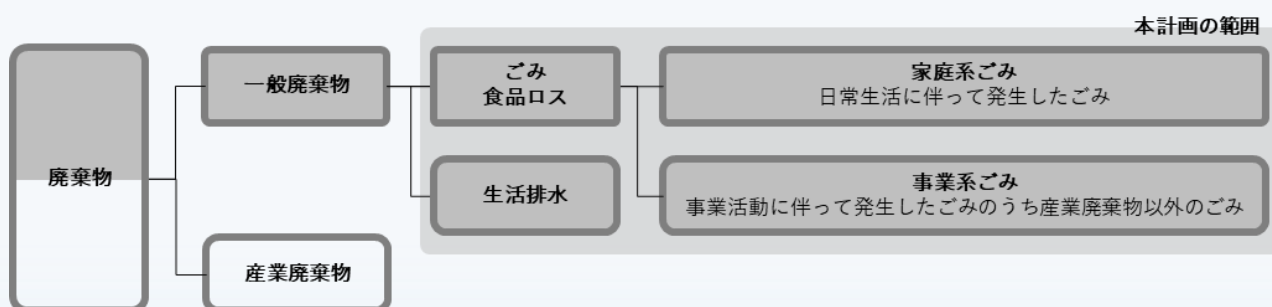
01 はじめに

(1) 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に規定される法定計画です。長期的な視点に立ち、一般廃棄物の排出抑制や適正処理を進めるための基本的な事項を定めています。

(2) 計画の対象範囲

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物で区分されますが、本計画は、本市全域から発生する一般廃棄物（ごみ（食品ロスを含む）及び生活排水）を対象とし、「ごみ処理基本計画」・「食品ロス削減推進計画」・「生活排水処理基本計画」で構成されています。



(3) 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から16年度までとし、11年度を中間目標年度、16年度を計画目標年度（最終目標年度）とします。なお、中間目標年度を迎える10～11年度には、社会経済情勢の変化などに応じた見直しを行います。



(1) 前計画の目標達成状況

前計画で設定した基本目標の達成状況は、次表に示すとおりです。

基本目標	単位	方向性	実績 令和5年度	最終目標
ごみの年間排出量	t	↘	63,206	60,044
市民1人1日当たりの排出量	g/人・日	↘	703	685
市民1人1日当たりの資源物を除く排出量	g/人・日	↘	531	504
リサイクル率	%	↗	27.4	31.9
最終処分率	%	↘	7.3	6.5

(2) 基本理念・基本方針

茅ヶ崎市総合計画や茅ヶ崎市環境基本計画などの上位計画を踏まえ、「『サステイナ city ちがさきを目指して』～持続可能な都市環境を次世代へ～」を基本理念に掲げ、「ごみ排出量削減による環境負荷の低減化」「地域環境の担い手づくり」「持続的なごみ処理システムの確保」の3つの基本方針により、7の施策を実施していきます。

(3) 基本目標（指標）

ごみの年間排出量を

令和11年度に**61,954t**
令和16年度に**61,869t**
とします

リサイクル率を

令和11年度に**31.6%**
令和16年度に**35.3%**
とします

最終処分率を

令和11年度に**3.3%**
令和16年度に**0%**
とします

1人1日当たりのごみ排出量を

令和11年度に**701g/人・日**
令和16年度に**707g/人・日**
とします

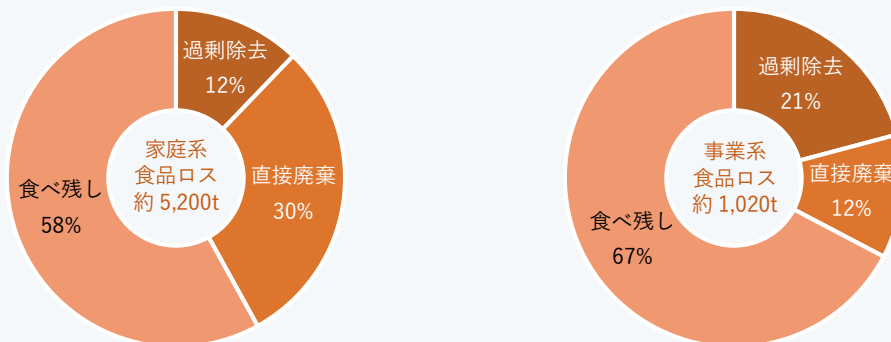
(4) 目標達成に向けての施策の設定及び展開

基本方針Ⅰ ごみ排出量削減による環境負荷の低減化	
施策	
1 家庭系ごみの減量化	1-1 プラスチックごみの削減 重点
	1-2 食品ロスの削減 重点
	1-3 生ごみの削減
	1-4 グリーンリサイクルの推進
2 事業系ごみの減量化	2-1 多量排出事業者におけるごみ減量の推進 重点
	2-2 ごみ搬入時における指導 重点
	2-3 食品ロスの削減 重点
	2-4 ごみ処理手数料の見直し
基本方針Ⅱ 地域環境の維持向上に向けた担い手づくり	
施策	
3 きめ細やかな情報発信	3-1 情報発信の充実
	3-2 環境教育の推進
	3-3 ごみ処理施設の活用
4 環境美化の推進	4-1 不法投棄防止対策の徹底
	4-2 環境指導員の活動支援
	4-3 ポイ捨ての防止
	4-4 地域清掃の支援
基本方針Ⅲ 持続的なごみ処理システムの確保	
施策	
5 社会経済情勢を踏まえた収集運搬体制の構築	5-1 安全で確実な収集運搬の実施
	5-2 高齢者・障がい者に配慮した収集の充実
	5-3 今後の社会情勢を見据えた集積場所と収集方法のあり方の検討
6 持続的な中間処理と最終処分の実施	6-1 計画的なごみ処理施設の整備
	6-2 中間処理施設の適正管理
	6-3 中間処理施設におけるリサイクルの推進
	6-4 最終処分場の適正管理
7 災害に強いごみ処理システムの構築	7-1 災害発生時の迅速な体制の整備
	7-2 感染症まん延時における処理体制の整備

03 食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス発生量

令和5年度に実施した組成分析調査によると、家庭系食品ロスが約5,200t、事業系食品ロスが1,136t発生していることが推計されます。



(2) 基本理念・基本方針

上位計画が目指す将来の都市像、整合を図るべき計画が目指す姿など、また、「ごみ処理基本計画」の基本理念を踏まえ、「サスティナ city ちがさき」を目指して～“もったいない”がないまちの実現へ～」を基本理念に掲げ、「“もったいない”の把握」「“もったいない”意識の醸成」「“もったいない”対策の実践」の3つの基本方針により、5の施策を実施していきます。

(3) 基本目標（指標）

家庭系食品ロス量を

令和11年度に**4,680t**
令和16年度に**4,247t**
とします

事業系食品ロス量を

令和11年度に**1,020t**
令和16年度に**1,020t**
とします

食品ロス抑制率を

令和11年度に**69.5%**
令和16年度に**80.0%**
とします

(4) 目標達成に向けての施策の設定及び展開

基本方針Ⅰ 「もったいない」の把握	
施策	
1 食品ロス削減に関する調査の実施	1-1 食品ロス量の現状把握
	1-2 食品ロスの取り組み度（食品ロス抑制率）の把握
	1-3 先進的な取り組みの把握
基本方針Ⅱ 「もったいない」意識の醸成	
施策	
2 情報発信・普及啓発の充実	2-1 家庭系食品ロス削減のための情報発信の充実
	2-2 事業系食品ロス削減のための情報発信の充実
	2-3 イベント等での情報発信・普及啓発の実施
3 食品ロスを題材とした食育の推進	3-1 家庭・地域での食育活動の展開
	3-2 学校・保育所での食育活動の展開
基本方針Ⅲ 「もったいない」対策の実践	
施策	
4 「もったいない」を「ありがとう」へ	4-1 フードドライブの促進
	4-2 フードドライブの実施支援
	4-3 フードシェアリングの検討
5 食品廃棄物の削減	5-1 生ごみダイエット支援（再掲）
	5-2 事業系食品廃棄物のリサイクルの支援
	5-3 食品廃棄物のリサイクルの検討

04 生活排水処理基本計画

(1) 前計画の目標達成状況

前計画で設定した基本目標の達成状況は、次表に示すとおりです。

基本目標	単位	方向性	実績 令和5年度	最終目標
生活排水処理率	t	↗	97.6	97.9

(2) 基本理念・基本方針

上位計画が目指す将来の都市像や基本理念などを踏まえ、「“サスティナ city ちがさき”を目指して～未来へ引き継ぐ豊かな水環境～」を基本理念に掲げ、「生活排水処理率向上による環境負荷の低減化」「水環境保全に向けた意識の醸成」「持続的なし尿等処理システムの確保」の3つの基本方針により、6の施策を実施していきます。

(3) 基本目標（指標）

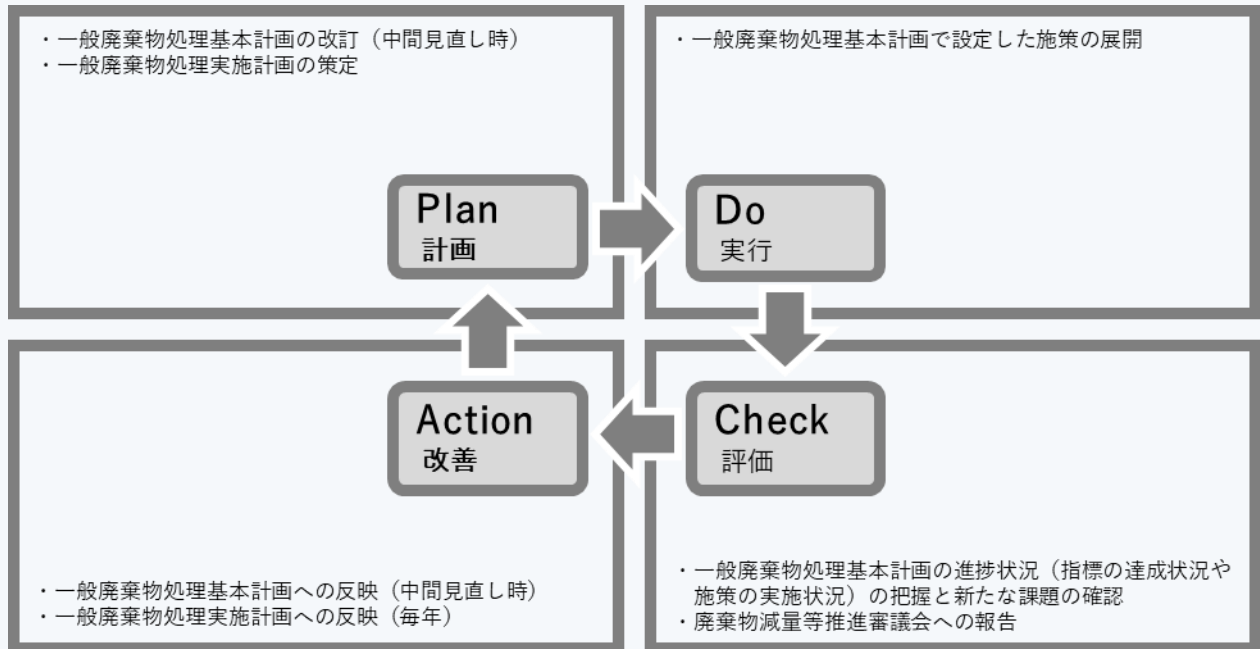
生活排水処理率を

令和11年度に**98.4%**
令和16年度に**98.8%**
とします

(4) 目標達成に向けての施策の設定・展開

基本方針Ⅰ 生活排水処理率向上による環境負荷の低減化	
施策	
1 公共下水道による処理の推進	1-1 公共下水道（污水）の整備の推進
2 合併処理浄化槽による処理の推進	2-1 合併処理浄化槽の普及促進
基本方針Ⅱ 水環境保全に向けた意識の醸成	
施策	
3 きめ細やかな情報発信	3-1 情報発信の充実
4 水環境保全の推進	4-1 下水道接続（切り替え）への周知啓発
	4-2 浄化槽の適正な維持管理の推進
基本方針Ⅲ 持続的なし尿等処理システムの確保	
施策	
5 持続的な収集運搬体制の構築	5-1 収集運搬業務の安定性の保持
	5-2 効率的な収集運搬体制の整備
6 持続的な中間処理体制の構築	6-1 し尿処理の広域化
	6-2 し尿処理施設の適正管理

本計画で設定した施策を効果的に展開していくために、“PDCA サイクル”に基づき計画の進行管理を行います。



茅ヶ崎市環境部資源循環課 令和 7 年 3 月発行

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1

TEL 0467-81-7178（直通） FAX 0467-57-8388 MAIL shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp